○農林水産省告示第千百六号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十三年六月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Stromanthe sanguinea (Hook.) Sond.	HGV01A	Gebr. Valstar Beheer B.V. Herenlaan 44, 3155DC Maasland, The Netherlands	第21976号 平成23年4月4日

○農林水産省告示第千百七号

東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第四十四号）第三条第一項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が指定する市町村を次のように指定する。

平成二十三年六月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

岩手県
大船渡市　陸前高田市
大槌町
田野畑村　野田村
宮城県
仙台市　石巻市　塩竈市　名取市　岩沼市　東松島市
亘理町　山元町　七ヶ浜町　大郷町　女川町
福島県
いわき市　相馬市　田村市
川俣町　広野町　楢葉町　富岡町　大熊町　双葉町　浪江町　新地町
川内村　葛尾村　飯舘村

○経済産業省告示第百二十八号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第七十二条の規定に基づく登録安全管理審査機関の事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第百十二条の二第三号の規定に基づき、公示する。

平成二十三年六月六日

経済産業大臣　海江田万里

名称	変更前後別	事業所の所在地
エイチエスビージャパン株式会社	前	横浜市西区高島二丁目十九番二号横浜神谷ビル五階
	後	横浜市神奈川区金港町二番地六横浜プラザビル

○国土交通省告示第五百九十七号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件（平成十二年建設省告示第千百七十一号）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十三年六月六日

国土交通大臣　大畠　章宏

一の1（一般会計）の表を次のように改める。

目
公営住宅建設費等補助
住宅施設災害復旧費補助
過疎地域事業補助率差額
後進地域特例法適用団体補助率差額
公的賃貸住宅家賃対策補助
阪神・淡路災害公営住宅等特別家賃低減対策費補助
特定賃貸住宅建設融資利子補給補助
都市再生推進事業費補助
都市防災推進事業費補助
都市・地域交通戦略推進事業費補助
市街地再開発事業費補助
都市水環境整備事業費補助
緑地環境整備総合支援事業費補助
都市公園事業費補助
都市公園防災事業費補助
古都及緑地保全事業費補助
下水道事業費補助
下水道防災事業費補助
社会資本整備総合交付金（港湾関係の事業を除く。）
河川等災害復旧事業費補助（災害査定用設計委託費補助及び降灰除去事業費補助に限る。）
都市災害復旧事業費補助（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第三条第十号及び第十一号に規定する下水道及び公園を除く。）
河川等災害復旧助成事業費補助（河川等災害関連特別対策事業費補助に限る。）
河川等災害関連事業費補助
道路改修等事業費補助金
地域再生基盤強化交付金（港整備交付金を除く。）

一の1（社会資本整備事業特別会計）道路整備勘定の表の目の欄中、「後進地域特例法適用団体等補助率差額」を削る。

一の3（一般会計）の表の目の欄中、「都市再生総合整備事業補助金」の次に「及び国際競争拠点都市整備事業補助金」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十三年度の予算に係る補助金等から適用する。平成二十二年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第五百九十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十六条の二十九の規定に基づき、軽自動車検査協会事務所の所在地の変更及び検査事務を開始する日についての届出があったので、同法第七十四条の三第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年六月六日

国土交通大臣　大畠　章宏

軽自動車の検査事務を行う事務所の名称及び変更後の所在地並びに検査事務を開始する日

名称	所在地	検査事務を開始する日
軽自動車検査協会岐阜事務所	岐阜県羽島市福寿町平方字丸池東九番一	平成二十三年七月四日